

Vol.95

令和5年4月10日

家庭局 News



発行 最高裁事務総局家庭局

～初めて少年事件の統計を作成する方へ～
久しぶりの方も見てね

※リンクは J-NETポータルにログイン後「家事・少年情報データベース (Famil☆in)」
を開いてからクリックしてください。



★ 事件票のよくある間違い集 ★ ～落とし穴に気をつけろ！～

「原則検察官送致対象事件」について、「該当」・「該当しない」の入力を誤っている

(間違い例)

- ・有印公文書偽造（短期1年以上の罪）（=対象事件）で「0:該当しない」と入力
- ・特定少年で令和4年4月1日より前の行為日である「強盗致傷」（=非対象事件）で「2:該当（行為時特定少年・短期一年以上・故意致死を除く）」と入力

(ワンポイントアドバイス)

非行名及び罰条をよく確認の上、該当の有無を入力してください
特に、特定少年については、行為日が「令和4年4月1日以降」の場合に少年法62条が適用されますので、ご注意ください

「保護観察（施設収容なし）」なのに、短期の処遇勧告を入力している

(間違い例)

道路交通法違反保護事件の特定少年について、
本件処分欄に「27:保護処分 保護観察（施設収容なし）」と、
処遇勧告欄に「5:有 保護観察 交通短期」と入力

(ワンポイントアドバイス)

「保護観察（施設収容なし）」（=特定少年に対する6月の保護観察）の場合、通常は
処遇勧告がなされません。実際に処遇勧告がなされているかをよく確認してください

令和4年4月以降、「交通関係事件」は「事件票作成対象事件」となりました！作成忘れにご注意を！

★ 少年統計の必須アイテム ★

～まずは強力なアイテムを備えるべし！～

- ①少年事件における統計について～令和3年改正少年法施行日(R4.4.1)以降の変更点～
- ②令和4年9月2日付け事務連絡
- ③裁判統計報告書（事件票）作成要領 少年編
- ④裁判統計報告書（月報・年表）作成要領 少年編
- ⑤事件票作成上の留意事項（少年）

※③～⑤は統計システムダウンロードページに掲載（番号3004.2004.1106）



★ 担当される皆さんへ ★

～少年資料係よりメッセージ～

統計は広く国民に公表され、裁判所の説明責任を果たすものであるため、その正確性は大変重要です。
その裏返しとして、仮に間違った統計を公表した場合の影響は甚大です。事件票などを入力するに当たっては、細心の注意を心掛けていただきますようお願いいたします。

また、当係から各家裁に対して統計についてお問合せをすることがあります、正確な統計を公表したいという思いで行っていますので、ご理解とご協力ををお願いいたします。